新潟県病院局管理規程第４号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年３月28日

新潟県病院事業管理者　　若　月　　道　秀

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

第１条　新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（特殊診療手当） 第５条　職員のうち、医師等が診療業務に従事したときは、特殊診療手当を支給する。 ２　前項の手当の額は、勤務１月につき、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、第１号の額は、勤務１月のうち診療業務に従事した日数が、当該月の正規の診療日の日数の２分の１に満たない日数である医師等については、同号の規定により算出して得た額の２分の１に相当する額とする。 (1)～(4)　(略) (5)　医師等が手術に従事するために正規の勤務時間を超えて勤務した場合の額　別表第３に定める点数区分（「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算出方法」（昭和33年６月30日厚生省告示第177号）により算出した点数をいう。）に応じて定める特殊診療手当加算点数の欄に掲げる点数を基礎とし、次に掲げる算定式により算定して得た点数の月の合計点数（１点未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を60で除した点数に7,000円を乗じて得た額 ア　勤務時間外に開始した場合 （特殊診療手当加算点数－Ａ） 算式の符号 Ａ　手術従事点数（手術に従事した実働時間について、従事時間１分につき１点として換算する点数をいう。以下この号において同じ。） イ　勤務時間内に開始し、勤務時間外に終了した場合（勤務時間終了後60分を超えて終了した場合に限る。） （特殊診療手当加算点数×Ｂ／Ａ）－Ｂ 算式の符号	（特殊診療手当） 第５条　職員のうち、医師等が診療業務に従事したときは、特殊診療手当を支給する。 ２　前項の手当の額は、勤務１月につき、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、第１号の額は、勤務１月のうち診療業務に従事した日数が、当該月の正規の診療日の日数の２分の１に満たない日数である医師等については、同号の規定により算出して得た額の２分の１に相当する額とする。 (1)～(4)　(略)

A　手術従事点数 B　勤務時間外手術従事点数（勤務時間外において手術に従事した実働時間について、従事時間１分につき１点として換算する点数をいう。）	
３　前項第１号に定める計算の過程で１円未満の端数を生じたとき及び同項第５号により算定した額に１円未満の端数を生じたときは、これらの端数を切り捨てるものとする。	３　前項第１号に定める計算の過程で１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
４　（略）	４　（略）
（月額の手当の特例） 第10条　手当の額が月額で定められている特殊勤務手当（第５条に規定する特殊診療手当のうち同条第２項第１号、第４号及び第５号に係るものを除く。次項において同じ。）の支給を受ける職員の１の給与期間における当該手当の業務に従事した日数（一般職員給与条例第４条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等を含む。）が当該給与期間における全日数から週休日の日数を差し引いた日数の２分の１に満たないときは、その者の特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数を基礎として日割りによって計算した額とする。	（月額の手当の特例） 第10条　手当の額が月額で定められている特殊勤務手当（第５条に規定する特殊診療手当のうち同条第２項第１号及び第４号に係るものを除く。次項において同じ。）の支給を受ける職員の１の給与期間における当該手当の業務に従事した日数（一般職員給与条例第４条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等を含む。）が当該給与期間における全日数から週休日の日数を差し引いた日数の２分の１に満たないときは、その者の特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数を基礎として日割りによって計算した額とする。
２・３　（略）	２・３　（略）

第２条　新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第３を次のように加える。

別表第３（第５条関係）

点数区分				特殊診療手当加算点数
3,100	以上	3,800	未満	120
3,800	以上	5,200	未満	150
5,200	以上	6,600	未満	180
6,600	以上	8,000	未満	210
8,000	以上	9,400	未満	240
9,400	以上	10,800	未満	270
10,800	以上	12,200	未満	300
12,200	以上	13,600	未満	330
13,600	以上	15,000	未満	360
15,000	以上	17,500	未満	420
17,500	以上	20,000	未満	480
20,000	以上	22,500	未満	540
22,500	以上	25,000	未満	600
25,000	以上	27,500	未満	660
27,500	以上	30,000	未満	720
30,000	以上	40,000	未満	960
40,000	以上	10,000点増す毎		240点加算

附　則

この規程は、平成26年４月１日から施行する。